

ハラスメント 相談担当者研修



主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

令和2年6月パワーハラスメント（パワハラ）防止措置が大企業事業主に義務付けられ、令和4年4月から中小企業事業主にも義務づけられました。

ハラスメントの問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生し、労働相談の件数としては「いじめ・嫌がらせ」は9年連続で最多です。重症化すると裁判等の労使紛争となり、企業の社会的信頼を失墜させる大きな問題へと発展する可能性もあります。ハラスメント問題からメンタル不調を起こす労働者も数多いです。

企業は防止対策を講じ、管理者を中心とした全労働者がこれを徹底することでハラスメントは事前に防ぐことが可能です。さらに問題発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制整備が、問題を重症化させない大きなカギとなります。

ハラスメントの問題を“芽”の段階で摘むために、相談窓口担当者にはハラスメントに関する基本的な理解はもとより、適切な対処方法、相談対応のスキルなど、幅広い知識やスキルが求められます。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学ぶ「ハラスメント相談担当者研修」を開催いたします。ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

令和5年 5月23日（火） 令和5年 8月22日（火）

令和5年10月 3日（火） 令和5年12月12日（火）

いずれも13時30分～16時30分

日時



お申込はこちら

内容

1. ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラ等

2. 聞き方のポイント

相談を受ける際の心構え、傾聴スキル、ケーススタディ

3. 相談への対応

対応のステップ、相談者・行為者・第三者へのヒアリング、措置の検討

4. 相談場面のロールプレイング

ハラスメント相談を受ける際の
ポイントを解説



※研修の修了者には「修了証」を交付します。

講師

フローリッシュ社労士事務所 所長
一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士

新美 智美 氏



【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室 名古屋市北区清水1-13-1

対象

人事ご担当者、現場のハラスメント相談窓口担当者など

会費

会員 6,000円
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会			※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) ハラスメント相談担当者研修 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号		名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名		TEL () -	FAX () -	E-mail
所在地	〒	事業内容		労働者数 名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日 <small>レを付けてください</small>
				<input type="checkbox"/> 5月23日 <input type="checkbox"/> 8月22日 <input type="checkbox"/> 10月3日 <input type="checkbox"/> 12月12日
				受講者・担当者(部署名) <small>〇をつけてください</small> (様)
				会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

最近の改正も含む重要労働法を考慮した 企業に必要な労務・安全衛生管理

インターネット受講も可能です

問題社員の解雇・雇止め



安全配慮義務と健康管理



パワハラ被害者・行為者への対応



同一労働同一賃金と就業規則



トラブルを防ぐ労働時間管理



5つの労働重大
問題の対策を

5人の労働専門
弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和5年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法(別名パワハラ防止法)等の多くの法改正が近年行われ、民事問題を考慮すると労働契約法も含めた幅広い法知識の習得が必要です。一方、労働者の就労形態・意識が大きく変わり、企業の責任も重くなり、深刻な紛争も増加しております。企業にはより巧みな労務・安全衛生管理を行うことが求められます。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●会場 一般社団法人 名北労働基準協会「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1

「栄町」から瀬戸線・徒歩で8分 「名古屋駅」から市バス・徒歩で20分 近隣格安有料駐車場多数あり

●時間 午後1時30分～午後4時30分

●費用

	1回	5回
会員	6,900円	29,000円 (5,500円割引)
非会員	9,130円	38,360円 (7,290円割引)



お申込はこちら

インターネット受講も同額
(資料代・消費税含む)

●総括テーマ **最近の改正も含む重要労働法を考慮した
企業に必要な労務・安全衛生管理**

インターネット受講も可能です

第1回 令和5年6月9日(金)

労働契約法の解雇、雇い止め規定を考慮した

「問題社員への対応策」

西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇 明典 氏



極端な成績不良者のみならず、理由のない欠勤者、暴力社員、パワハラ上司、精神患者かどうか疑いがある者、社内で録音をとり続ける、SNSで会社の批判をする等の、多種多様な問題社員への対応が、企業の重要課題となっております。

このような問題社員であっても、容易に解雇、雇い止めを行うことは、民事上認められません。

また、問題社員には、企業への過度な要求、各種紛争解決機関への訴えによる損害賠償請求を行う者も多く、企業を悩ますこの問題社員対応をお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも19年間講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あっせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員

第2回 令和5年8月24日(木)

労働安全衛生法等、労働契約法の安全配慮義務規定を考慮した

「労働者の健康管理への対応策」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏



過重労働等を原因とする脳心臓疾患の労災支給決定件数は、近年減少傾向となっておりますが、上司からのパワハラ、過重労働等を原因とする精神障害の労災支給決定件数は、年々増加しております。

また、化学物質による労働災害を防止することを目的として、労働安全衛生規則等の改正施行が、令和6年4月1日まで順次行われております。

企業には、これら法令の遵守はもちろん、労働者の命、身体等を守り労働できるよう、必要な配慮を行う、労働契約法上の安全配慮義務も課されております。企業に求められる対応策をお聴きします。



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知県弁護士会元副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。

労働施策総合推進法(別名パワハラ防止法)を考慮した 「パワーハラスメントの被害者、行為者への対応策」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



労働施策総合推進法(パワハラ防止法)の改正により、令和4年4月から中小企業にも、相談体制の整備等のパワハラ防止の雇用管理上の措置義務が課されました。しかし、労働基準協会のアンケート調査では、まだまだ未対応の企業が多いのが実情です。

厚生労働省が行う個別労働紛争解決促進制度では“いじめ・嫌がらせ”は、民事上の相談、助言・指導の申し出、あっせん申請のいずれも、長年にわたり最多の件数です。また、精神障害の労災支給決定出来事(決定要因)で最多が、上司からのパワハラです。有効な対策について、お聴きします。

労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法を考慮した 「パートタイム・有期雇用労働者の就業規則改定への対応策」

那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議会員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。



パートタイム・有期雇用労働法等の改正により、短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与、その他の待遇に、通常労働者と相違を設ける場合、不合理なものであってはならないこととなりました。

同一労働同一賃金ガイドラインでは、短時間・有期雇用労働者の基本給・賞与・役職手当について、通常労働者と 1.職務内容 2.職務内容・配置の変更の範囲 3.その他の事情 を考慮して同様の場合は“均等”、相違がある場合は“均衡”を求めており、以外の待遇の多くで“均等”を求めており、就業規則等での職務・待遇の明確化をお聴きします。

労働基準法の労働時間規定等を考慮した 「労働トラブルを防止する労働時間管理への対応策」

庄司法法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する 90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。



令和3年における愛知の労働基準監督署の定期監督では、時間外・休日協定を超える労働を行なった等の、労働時間に関する違反が17.6%と最多、時間外労働手当の未払い等の割増賃金に関する違反が、10.8%と第3位となっております。

労働裁判で企業が最も多額の賠償・和解金を支払った10事例のうち9事例は過重労働に関するもので、中には2億円近い賠償を行なったものもあります。労働時間に関する諸問題を解決するため、時間外労働の上限規制等の労働基準法改正が行われ、令和6年度からは、建設業・自動車運転業務・医師等も遵守が必要となります。有効な対策をお聴きします。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約一万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。
- ・開催終了回については、インターネット受講にてお申込可能です。視聴期間等の詳細はお問合せください。

【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会
 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) **令和5年度 労働トラブル防止総合講座** 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号			名北労働基準協会のみご記入ください。
事業場名			TEL () -			
			FAX () -			
			E-mail			
所在地	〒	事業内容			労働者数	名
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) ※受講日にし、受講方法に○を記入。		ご案内送付先
	ご記入不要です			<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月9日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月24日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月31日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月27日(会・イ)		受講者・担当者(部署名) <small>○をつけてください</small>
				<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月9日(会・イ) <input type="checkbox"/> 8月24日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月31日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月27日(会・イ)		会費支払時期
						令和 年 月 日

・開催終了した回は、インターネット受講としてお申込受付いたします。
 ・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

改正育児・介護休業法を踏まえた

労務人事担当者・相談窓口担当者対象

仕事と育児両立支援セミナー

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

2022年4月より、育児・介護休業法の改正が順次施行され、代表的な改正ポイントとして産後パパ育休制度が創設されました。更には、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、妊娠・出産（本人又は配偶者）を申し出た労働者に対する個別周知・意向確認など、様々な措置が企業に義務化されています。

しかし、令和3年度の男性の育児休業取得率は13.97%と依然として低い水準であり、男性が実際に育児休業を取得できるかどうかは、管理者・労働者の理解を含めた職場環境によるところが大きいと言えます。

また、内閣府の男女共同参画局の最新の調査によると、第一子を出産後に離職する女性の割合は、約半数の46.9%に昇り、人手不足の中小企業にとっては出産後の女性社員の離職は大きな損失です。

現代において、男女ともに育児をしながらも就労が継続できる職場環境は、社会的意義も高まり、労働者にとっては会社を評価する重要な基準になっています。

今回の法改正に対応し、育児休業に関する職場環境を整備することは、今後の会社の発展のためには必要不可欠です。

そこで、愛知県下の各労働基準協会では、労働者が仕事と育児を両立することができる職場づくりを支援するため、「仕事と育児両立支援セミナー」を開催します。

是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。



日時

令和5年7月25日(火)

13:30~16:30

会場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室 やがて消えゆくこの会社...

講師

朋労務コンサルタントオフィス 所長

(一社) 名北労働基準協会 労働相談室長

社会保険労務士

藤原 朋子 氏



【プロフィール】

愛知県下各労働基準協会主催の社会保険労務士試験受験対策講座（育児・介護休業法を含む労働保険一般常識担当）、労働実務専門講座就業管理コース（育児・介護休業法等を含む雇用関係法研修担当）、育児・介護休業法に関する企業出張教育など講習会やセミナーの講師を数多く行う。また、名北労働基準協会労働相談室長として、各企業の労働問題等に関する問い合わせに対応する専門家。

内容

1. 法改正により実施すべき事項の解説

- 例) 育児休業・産後パパ育休の研修の実施 ← 本セミナーの受講で満たせます！
 育児休業・産後パパ育休の相談体制の整備 ← 本セミナーで相談窓口担当者に必要なスキルを説明します！

2. 育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備

男女問わず、育児や介護を理由に休業を取得しやすい職場づくりのポイント

3. 仕事と育児・介護を両立できる職場づくりの重要性

育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整備することでのメリット

4. その他制度の解説と運用上の留意事項

対象者

経営者・労務人事担当者・相談窓口担当者 等

会費

会員 6,000円

非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

(定員になり次第締め切ります)

その他

研修修了者には「修了証」を交付します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により定員等変動します。ご了承下さい。



お申込はこちら

● 会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会			※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書 (コピー可) 仕事と育児両立支援セミナー 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号			名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL () -			-
所在地	〒	事業内容		労働者数	名	
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先	
	ご記入不要です			7月25日	受講者・担当者(部署名) <small>〇をつけてください</small>	
				7月25日	会費支払時期	
					令和 年 月 日	

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

労働実務総合研修

ご 案 内

現場管理者



労務担当者



※労働実務基礎講習を受講し、令和3年度版「労働管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主 催 愛 知 県 下 各 労 働 基 準 協 会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しています

令和3年の愛知労働局の監督指導では45.3%の事業場に、労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められています。

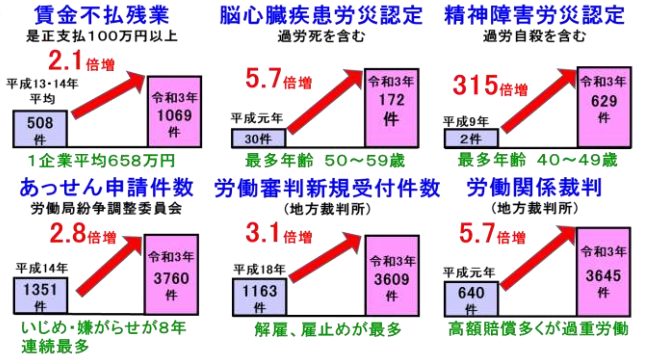
この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現場管理者と労働の舵取りをする労務担当者の、労働法令の知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

愛知労働局令和3年定期監督結果

主な違反状況(実施事業場5,375件のうち45.3%に違反あり)				
1.労働時間 11.5%	2.割増賃金 9.3%	3.年次有給休暇 8.9%	4.安全基準 7.9%	5.労働条件明示 5.5%



現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としており、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。

法人・現場責任者を送検 平成31年1月

〇〇労働基準監督署は、時間外・休日労働協定を超えて労働者に残業をさせたとして、道路貨物運送業の〇〇(株)と**同社現場責任者**を労働基準法第32条(労働時間)違反の容疑で〇〇地検に書類送検した。
同社は平成29年3月、労働者3人に対して1週40時間を超える違法残業を行っていた。



労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理者、労務担当者には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者も恒常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。

労務管理の知識と認識を持つことは容易ではありません



労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が「労働実務総合研修」です

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基礎知識を体系的に学ぶ、「労働実務総合研修」を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施のため、ぜひとも該当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。



1. 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員
令和5年 6月27日(火) 8月30日(水) 10月17日(火) 12月13日(水)	9時30分～	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	45名
令和6年 2月22日(木)	16時30分		

※新型コロナウイルス感染症の状況により定員等変動します。ご了承ください。

2. 研修内容

※講習修了者には「修了証」を交付いたします。

(1) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 (1)労働基準法の特徴 (2)労働のルールブック (3)採用と退職
(4)法改正を含む労働時間の規制 (5)年少者・妊産婦 (6)今後の労務管理

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬 高 司

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。



(2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 (1)社会保険制度の体系 (2)労災保険の給付内容と必要手続
(3)雇用保険の給付内容と必要手続 (4)労働保険事務組合制度

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部長・総務部長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石田 和彦

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座 労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労働保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。



(3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 (1)法の体系、特徴 (2)取り組みの歴史、成果、課題 (3)課題への対応
(4)安全衛生管理体制 (5)健康診断 (6)安全配慮義務・法改正

講師 池戸労務安全管理事務所 所長 池戸 宏光氏
元 名古屋北労働基準監督署長・元 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長

【講師プロフィール】 愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。



(4) 労使トラブル防止の実務のポイント

主な内容 (1)トラブル発生の形態 (2)トラブル解決の対応 (3)トラブル事例
①解雇 ②勧奨退職 ③賃金減額 ④配置転換・転勤 ⑤セクハラ

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長 社会保険労務士 石田 幹夫
元名古屋北労働基準監督署長・瑞宝双光章受章

【講師プロフィール】 30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、行政退官後も長年にわたり企業の労働トラブル解決に携わり、その経験を後世に伝える労働界のレジェンド。名古屋弁によるいぶし銀の解説は受講生を引き付ける。現在も数々の講演講師を勤め、生涯現役の労働専門家であり、多くの中高齢者の憧れの存在。長年の功績が評され、平成27年に瑞宝双光章を受章。



3. テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

4. 参加対象

- 支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者
- 労務人事・安全衛生の新任担当者等
- 企業経営者・新規開業者

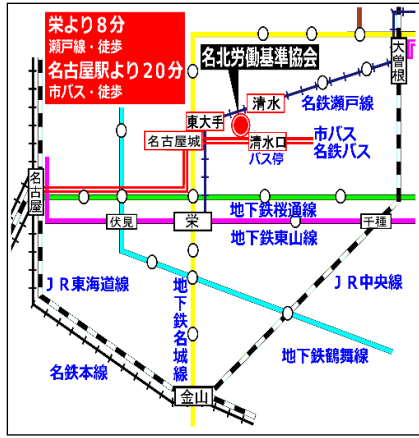
5. 会 費

会員10,000円 非会員13,330円 資料代、昼食代、消費税を含む
※労働実務基礎講習を受講し、令和3年度版「労務管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。



テキストと収録されている法改正後の新しい時間外・休日労働協定届(36協定)の記載例

会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

企業内出張研修

企業への各種「出張研修」を実施しており、令和元年度は150回実施し、約8,000名が受講されておられます。自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。



研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	99,000円～	132,000円	165,000円	264,000円
テキスト代	1名200～1000円程度。 テキストの原稿を自社で印刷いただければ無料となる場合があります。			



お申込はこちら

※左記は法定安全衛生教育は含まず、各費用は税を含みます。

申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052) 961-1666	(052) 962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋港区港楽1-2-2	(052) 651-9246	(052) 651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052) 882-3909	(052) 883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区 豊明市/日進市/愛知県東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052) 581-8086	(052) 581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532) 54-2131	(0532) 54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564) 52-3692	(0564) 54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586) 48-5495	(0586) 48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569) 21-4440	(0569) 21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566) 21-6337	(0566) 21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565) 28-9411	(0565) 24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561) 82-2575	(0561) 59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567) 26-4603	(0567) 28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587) 55-2341	(0587) 55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563) 56-0244	(0563) 56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No. 2036133 一般社団法人 名北労働基準協会				

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

労働実務総合研修 申込書(コピー可)

申込日 年 月 日

事業場名	TEL () - ()		FAX () - ()	
事業内容	労働者数	名	出張研修	
所在地	〒			
ご出席者	記入不要 講習番号	氏名	所属部署・職名	受講日
	記入不要 受講番号			令和3年度版 労務管理の早わかり
会費 支払日	月 日 頃 支払予定 (銀行振込・現金書留・事務局窓口)	受講票 送付先	受講者・担当者 (部署名)	様)

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。